

～ 東亜建設工業グループの皆さまへ～

団体契約のご案内

傷害総合保険・新団体医療保険・所得補償保険



団体割引
15%

お申し込みにあたって

1. 保険期間

2025年12月1日午後4時から1年間

2. 保険料支払方法

2026年1月から毎月給与控除(12回払)

3. 申込方法

インターネットによるWEB申込みとなります。

当ご案内で補償内容・保険料を確認のうえ申込手続きはインターネット上で行ってください。
WEB手続きサービスの操作方法については「加入者用操作マニュアル」をご参照ください。

パソコンから

取扱代理店HP
からアクセス

東亜エージェンシー 保険

検索

https://www.toa-agc.co.jp/insurance/sompojapan/Go_Group.html

スマートフォン
タブレット
から

左記の
二次元コード
にアクセス！



4. 申込締切日

2025年10月31日(金)

厳守

お手続き方法

傷害総合保険の保険料（または保険金額）および補償内容の改定を行っています。
新・団体医療保険の保険料（または保険金額）および補償内容の改定を行っています。
所得補償保険の補償内容の改定を行っています。
更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

①前年同等条件コースで継続される方

前年ご加入者は募集期間内に変更または脱退の手続きをしない場合、自動的に「前年同等条件コース」での更改となります。
契約内容を変更しない場合は手続き不要です。（自動継続）

②新規で加入される方・コースを変更される方

<補償プラン><契約概要のご説明><注意喚起情報のご説明>を十分にお読みいただいたうえで、<保険料表>からご希望のプランをお選びください。

WEB画面上の案内メッセージに従い手続き画面へお進みください。

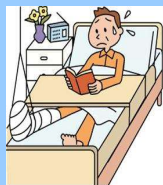
※新・団体医療保険、所得補償保険に新規でご加入、または保険金額の増額など補償を拡大して継続される場合は告知画面のご入力が必要になります。

※WEB画面の入力内容に間違いがないか十分ご注意ください。

特に保険の対象となる方の生年月日にご注意ください。

傷害総合保険

24時間ワイドに日常の事故に備える
（ケガの補償）
もしくは
交通事故によるケガに
限定して備える



天災危険
（地震・津波・噴火）

個人賠償
（*1）

被害事故
介護保険金（*2）

携行品（*2）

+

新・団体医療保険

病気・ケガに備える
（病気・ケガの補償）



先進医療

オプション
三大疾病診断

オプション
女性特定疾病

「傷害総合」と「新・団体医療保険」のセットで加入されることお勧めします！

+

*1 移行プラン（個人コース）、交通傷害危険のみ補償プラン（TP1～TP4）は補償されません。

*2 移行プラン、交通傷害危険のみ補償プランは補償されません。

団体所得補償保険（短期）

病気やケガによる就業不能時の所得を補償

加入者カードについては東亜エージェンシーよりご案内いたしますのでWEBでご確認ください。

目次

| | |
|-------------------------|----------------|
| 傷害総合保険 | ・・・・・・・・4～9ページ |
| ①24時間ケガの補償プラン（個人コース） | ・・・・・・・・5ページ |
| ②24時間ケガの補償プラン（家族・夫婦コース） | ・・・・6ページ |
| ③交通傷害危険のみ補償プラン（個人コース） | ・・・・・・・・7ページ |
| ④交通傷害危険のみ補償プラン（家族コース） | ・・・・・・・・7ページ |
| ⑤自転車専用プラン | ・・・・・・・・8ページ |
| ⑥既存ご加入の方のみプラン | ・・・・・・・・9ページ |

| | |
|--------------|------------------|
| 医療保険 | ・・・・・・・・10～13ページ |
| 既存ご加入の方のみプラン | ・・・・・・・・13ページ |

| | |
|--------|------------------|
| 所得補償保険 | ・・・・・・・・14～17ページ |
| 本人プラン | ・・・・・・・・15ページ |
| 奥さまプラン | ・・・・・・・・17ページ |

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内・・・18ページ

この保険のあらまし・・・・・・・・19～42ページ

備えあれば憂いナシ！
最適な補償で快適な毎日を！

小さなことでも結構です。
お気軽に東亜エージェンシーまでご連絡ください！！
ご希望に合った商品を提案させていただきます！



傷害総合保険

死亡・後遺障害・入院・手術・通院補償

交通事故に限らずに、日本国内・国外を問わず 急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。

※ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故は対象外です。



自動車と接触してケガをしてしまった



レジャー中にケガをしてしまった



スポーツ中にケガをしてしまった

携行品損害補償

国内外補償

偶然な事故により、被保険者(保険の対象となる方)の居住する建物外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。免責金額(自己負担額)は1事故につき、3,000円です。

〈ご注意〉

お支払いする保険金の額は保険期間を通じて 携行品損害補償特約の保険金額が限度となります。乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計5万円が限度となります。



旅行中にカメラを落としてしまった



テニス中にテニスラケットを折ってしまった

個人賠償責任補償

国内外補償

示談交渉サービス付 (日本国内のみ)

日常生活において他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって負う法律上の損害賠償責任を補償します。

下記被保険者の範囲のとおり、ご本人が加入されるとご家族も補償の対象となります。

※【個人賠償責任補償特約の被保険者】

- ①本人
 - ②本人の配偶者
 - ③本人またはその配偶者の同居の親族
 - ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりませぬ)。ただし、本人に関する事故にかぎりませぬ。
 - ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりませぬ)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりませぬ。
- なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。



スキー中に他人にぶつかりケガをさせてしまった



飼い犬が通行人に噛みついてケガをさせてしまった

介護保険金

事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じ、所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。重度後遺障害による要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。

傷害総合保険

救援者費用補償

(1) 保険金をお支払いする場合

保険期間中にいずれかに該当した場合、保険金をお支払いします。

- ① 被保険者の搭乗する航空機または船舶が行方不明になった場合、または遭難した場合
- ② 急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者の生死が確認できない場合
- ③ 急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- ④ 被保険者の居住の用に供する住宅外で、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因として事故の発生の日から その日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院した場合

(2) お支払いする保険金は、ご契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した次の費用をお支払いします。

ただし、お支払いする保険金の額は保険期間を通じて救援者費用等の保険金額を限度とします。

- ① 捜索救助費用
- ② 現地^(※)に赴く救援者（被保険者の親族・これらの代理人を含みます。以下同様とします。）の交通費(2名分まで)、現地^(※) および現地までの行程での宿泊費(救援者2名分まで かつ1名につき14日分まで)
- ③ 現地^(※)からの移送費用
- ④ 諸雑費(国外20万円、国内3万円限度)

※「現地」とは事故発生地または被保険者の収容地をいいます。



外出中に地震に遭い、ケガをしました

天災危険補償

天災危険補償特約をセットした場合、地震、噴火またはこれらによる津波によるケガについても補償します。

① 24時間ケガの補償プラン (個人コース)

☆保険の対象となる方はご加入された方のみとなります。

(保険期間1年、団体割引15%、天災危険補償特約セット)

| ご加入コース | | 個人コース | | |
|------------------------------|-----------|--|---------|---------|
| タイプ | | SSS1 | SSS2 | SSS4 |
| 傷害 保険金額 (本人) | 死亡・後遺障害 | 280万円 | 650万円 | 1,960万円 |
| | 入院保険金日額 | 2,000円 | 4,800円 | 8,600円 |
| | 通院保険金日額 | 1,000円 | 3,000円 | 4,500円 |
| | 手術保険金 | 入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍 | | |
| | 介護保険金(年額) | 120万円 | 120万円 | 120万円 |
| | 被害事故 | 3,000万円 | 3,000万円 | 3,000万円 |
| 個人賠償責任補償 | | 2億円 | 2億円 | 2億円 |
| 携行品 (自己負担金額 1事故につき3,000円) | | 50万円 | 50万円 | 50万円 |
| 救援者費用 | | 200万円 | 200万円 | 200万円 |
| 月払保険料 | | 1,320円 | 2,550円 | 4,850円 |

このご契約は、職種級別人数によって加重平均料率を算出しているため、内訳の人数によっては次年度以降保険料や保険金額が変わる場合があります。

傷害総合保険

② 24時間ケガの補償プラン (家族コース・夫婦コース)

☆ほとんどすべての急激かつ偶然な外来の傷害事故および
個人賠償責任をワイドに補償する優れた商品です！！

☆保険の対象となる方は

- ・家族コースはご家族全員が、
- ・夫婦コースはご本人および配偶者の方となります。

(保険期間1年、団体割引15%、天災危険補償特約セット)



| ご加入コース | | 家族コース | | | 夫婦コース | | |
|------------------------------|-----------|--|---------------|---------------|--|---------------|---------------|
| タイプ | | SSF1 | SSF2 | SSF3 | SSC1 | SSC2 | SSC3 |
| 傷害 保険金額 (本人) | 死亡・後遺障害 | 300万円 | 500万円 | 780万円 | 600万円 | 950万円 | 1,000万円 |
| | 入院保険金日額 | 1,700円 | 2,500円 | 3,800円 | 2,900円 | 3,800円 | 6,800円 |
| | 通院保険金日額 | 900円 | 1,400円 | 2,000円 | 1,500円 | 2,000円 | 3,500円 |
| | 手術保険金 | 入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍 | | | 入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍 | | |
| | 介護保険金(年額) | 120万円 | 120万円 | 120万円 | 120万円 | 120万円 | 120万円 |
| | 被害事故 | 3,000万円 | 3,000万円 | 3,000万円 | 3,000万円 | 3,000万円 | 3,000万円 |
| 傷害 保険金額 (配偶者) | 死亡・後遺障害 | 150万円 | 200万円 | 230万円 | 200万円 | 450万円 | 550万円 |
| | 入院保険金日額 | 1,200円 | 2,000円 | 3,000円 | 1,400円 | 3,000円 | 5,000円 |
| | 通院保険金日額 | 600円 | 1,000円 | 1,500円 | 700円 | 1,500円 | 2,500円 |
| | 手術保険金 | 入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍 | | | 入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍 | | |
| | 介護保険金(年額) | 120万円 | 120万円 | 120万円 | 120万円 | 120万円 | 120万円 |
| | 被害事故 | 3,000万円 | 3,000万円 | 3,000万円 | 3,000万円 | 3,000万円 | 3,000万円 |
| 傷害 保険金額 (その他 親族) | 死亡・後遺障害 | 100万円 | 150万円 | 190万円 | | | |
| | 入院保険金日額 | 800円 | 1,400円 | 2,000円 | | | |
| | 通院保険金日額 | 400円 | 700円 | 1,000円 | | | |
| | 手術保険金 | 入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍 | | | | | |
| | 介護保険金(年額) | 120万円 | 120万円 | 120万円 | | | |
| | 被害事故 | 3,000万円 | 3,000万円 | 3,000万円 | | | |
| 個人賠償責任補償 | | 2億円 | 2億円 | 2億円 | 2億円 | 2億円 | 2億円 |
| 携行品 (自己負担金額 1事故につき3,000円) | | 30万円 | 50万円 | 50万円 | 50万円 | 50万円 | 50万円 |
| 救援者費用 | | 200万円 | 200万円 | 200万円 | 200万円 | 200万円 | 200万円 |
| 月払保険料 | | 2,540円 | 3,640円 | 4,790円 | 2,590円 | 3,840円 | 5,070円 |

傷害総合保険

③交通傷害危険のみ補償プラン (個人コース)



☆ご加入された方のみ**の交通事故による傷害**を手厚く補償します。

(保険期間1年、団体割引15%、交通傷害危険のみ補償特約、天災危険補償特約セット)

| ご加入コース | | 個人コース | | |
|--------------------|---------|--|---------|--------|
| タイプ | | TP1 | TP2 | TP4 |
| 傷害 保険金額 (本人) | 死亡・後遺障害 | 550万円 | 1,050万円 | 350万円 |
| | 入院保険金日額 | 6,000円 | 12,000円 | 3,000円 |
| | 通院保険金日額 | 4,000円 | 8,100円 | 2,000円 |
| | 手術保険金 | 入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍 | | |
| 月払保険料 | | 810円 | 1,610円 | 440円 |

④交通傷害危険のみ補償プラン (家族コース)



☆**交通事故**による補償を手厚く補償します！

☆ご家族全員が保険の対象となります。

(保険期間1年、団体割引15%、交通傷害危険のみ補償特約、天災危険補償特約セット)

| ご加入コース | | 家族コース | | | | |
|---------------------------|---------|--|---------|---------|---------|--------|
| タイプ | | TF1 | TF2 | TF3 | TF4 | TF6 |
| 傷害 保険金額 (本人) | 死亡・後遺障害 | 1,750万円 | 2,100万円 | 2,300万円 | 2,600万円 | 700万円 |
| | 入院保険金日額 | 6,000円 | 8,000円 | 10,000円 | 12,000円 | 3,000円 |
| | 通院保険金日額 | 3,000円 | 4,000円 | 5,000円 | 6,000円 | 1,500円 |
| | 手術保険金 | 入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍 | | | | |
| 傷害 保険金額 (配偶者) | 死亡・後遺障害 | 700万円 | 700万円 | 900万円 | 1,000万円 | 300万円 |
| | 入院保険金日額 | 5,000円 | 6,500円 | 8,000円 | 9,000円 | 2,000円 |
| | 通院保険金日額 | 2,500円 | 4,000円 | 4,000円 | 4,500円 | 1,000円 |
| | 手術保険金 | 入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍 | | | | |
| 傷害 保険金額 (その他 親族) | 死亡・後遺障害 | 500万円 | 500万円 | 550万円 | 600万円 | 140万円 |
| | 入院保険金日額 | 4,500円 | 4,500円 | 6,000円 | 7,000円 | 1,500円 |
| | 通院保険金日額 | 2,500円 | 2,500円 | 3,000円 | 3,500円 | 1,000円 |
| | 手術保険金 | 入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍 | | | | |
| 個人賠償責任補償 | | 2億円 | 2億円 | 2億円 | 2億円 | 2億円 |
| 月払保険料 | | 2,400円 | 2,810円 | 3,230円 | 3,690円 | 1,070円 |

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

傷害総合保険

⑤自転車専用プラン (個人コース)

おすすめ!



☆ご加入された方のみ**の自転車事故を含む交通事故による傷害**を手厚く補償します。

☆自転車事故による損害賠償責任にも備えるプランです。

☆リーズナブルな保険料設定となっております。

(保険期間1年、団体割引15%、交通傷害危険のみ補償特約、天災危険補償特約セット)

(注)

2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

| ご加入コース | | 個人コース | |
|--------------------|---------|--|--------|
| タイプ | | J1 | J2 |
| 傷害 保険金額 (本人) | 死亡・後遺障害 | 100万円 | 30万円 |
| | 入院保険金日額 | 2,000円 | 1,000円 |
| | 通院保険金日額 | 1,000円 | 1,000円 |
| | 手術保険金 | 入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍 | |
| 個人賠償責任補償 | | 2億円 | 2億円 |
| 月払保険料 | | 350円 | 300円 |

自転車事故への備えは万全ですか？ 高額賠償事案の発生が多くなっています

■自転車による加害事故は年間1万5,119件発生しています。

< 自転車事故全体に占める割合は17.7% >

■非常に高額な賠償金を支払わなくてはならないケースも発生しています。

自転車事故の高額賠償事案
9,521万円



男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

個人賠償責任保険を、ご契約いただければ、
法律上の損害賠償責任の額について**保険金のお支払いが可能**です!

個人賠償責任特約とは・・・

日本国内、国外を問わず、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが日常生活における偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を通行不能にさせた場合等、法律上の損害賠償責任の額について、保険金をお支払いする特約です。

Point!

個人賠償責任特約をセットすることで、ご家族全員を補償することができます。

傷害総合保険

【既存ご加入の方のみプラン】

新規でのご加入はできません。

(移行プラン) 傷害総合保険 24時間ケガの補償プラン (個人コース)

(保険期間1年、団体割引15%、天災危険補償特約セット)

| ご加入コース | | 個人コース | | |
|--------------------|---------|--|---------|--------|
| タイプ | | HSS1 | HSS2 | HSS4 |
| 傷害 保険金額 (本人) | 死亡・後遺障害 | 1,400万円 | 2,150万円 | 600万円 |
| | 入院保険金日額 | 3,700円 | 5,000円 | 2,200円 |
| | 通院保険金日額 | 1,700円 | 2,300円 | 1,100円 |
| | 手術保険金 | 入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍 | | |
| 月払保険料 | | 2,460円 | 3,650円 | 1,210円 |

(移行プラン) 傷害総合保険 24時間ケガの補償プラン (家族・夫婦コース)

(保険期間1年、団体割引15%、天災危険補償特約セット)

| ご加入コース | | 家族コース | | | 夫婦コース | | |
|---------------------------|---------|--|--------|--------|--|---------|---------|
| タイプ | | KSF1 | KSF2 | KSF3 | KSC1 | KSC2 | KSC3 |
| 傷害 保険金額 (本人) | 死亡・後遺障害 | 450万円 | 630万円 | 750万円 | 700万円 | 1,150万円 | 1,500万円 |
| | 入院保険金日額 | 2,300円 | 3,900円 | 5,000円 | 4,000円 | 4,900円 | 6,900円 |
| | 通院保険金日額 | 1,200円 | 2,000円 | 2,500円 | 2,000円 | 2,500円 | 3,500円 |
| | 手術保険金 | 入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍 | | | 入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍 | | |
| 傷害 保険金額 (配偶者) | 死亡・後遺障害 | 200万円 | 300万円 | 400万円 | 250万円 | 350万円 | 400万円 |
| | 入院保険金日額 | 2,000円 | 3,000円 | 4,000円 | 2,400円 | 4,000円 | 5,000円 |
| | 通院保険金日額 | 1,000円 | 1,500円 | 2,000円 | 1,200円 | 2,000円 | 2,500円 |
| | 手術保険金 | 入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍 | | | 入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍 | | |
| 傷害 保険金額 (その他 親族) | 死亡・後遺障害 | 100万円 | 150万円 | 200万円 | / | | |
| | 入院保険金日額 | 1,400円 | 2,000円 | 3,000円 | | | |
| | 通院保険金日額 | 700円 | 1,000円 | 1,500円 | | | |
| | 手術保険金 | 入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍 | | | | | |
| 個人賠償責任補償 | | 2億円 | 2億円 | 2億円 | 2億円 | 2億円 | 2億円 |
| 月払保険料 | | 2,570円 | 3,780円 | 4,950円 | 2,670円 | 3,860円 | 4,990円 |

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

【共通】

団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。

次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

医療保険

(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約等セット団体総合保険)

団体契約専用プランで格安

団体割引

15%

日本国内外での病気・ケガによる入院・手術を補償

先進医療にも対応

日帰り入院(※)から補償

※日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します

女性特定疾病の補償を手厚くしたプランも
ご用意しております

奥さま、お子さまも被保険者としてご加入
いただけます



医療保険

補償の概要

| | 保険金の種類 | 保険金のお支払概要 |
|----------------|-----------------------|--|
| 入院 | 病気・ケガ (1・2・3・4プラン) | <ul style="list-style-type: none"> ○【病気・ケガ】1日につき入院保険金日額をお支払い ○【病気】1回の入院で180日までお支払い ○【ケガ】1事故で180日までお支払い ○【病気】ご継続の保険期間を通じて1,000日まで補償 |
| 入院 | 病気・ケガ (OA・OBプラン) | <ul style="list-style-type: none"> ○【病気・ケガ】1日につき入院保険金日額をお支払い ○【病気】入院日数が継続して4日を超えた場合、1回の入院につき5日目から365日までお支払い ○【ケガ】入院日数が継続して4日を超えた場合、1事故につき5日目から365日までお支払い ○【病気】ご継続の保険期間を通じて1,000日まで補償 |
| 手術 | 病気・ケガ (1・2・3・4プラン) | <ul style="list-style-type: none"> ○【病気・ケガ】手術を受けたとき（一部の軽微な手術は対象外） ○【病気・ケガ】＜重大手術の場合＞入院保険金日額の40倍 ＜重大手術以外の場合＞入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍 |
| 手術 | 病気・ケガ (OA・OBプラン) | <ul style="list-style-type: none"> ○【病気・ケガ】手術を受けたとき（一部の軽微な手術は対象外） ○【病気・ケガ】入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍 |
| 先進医療 | 病気・ケガ | <ul style="list-style-type: none"> ○日本国内において病気・ケガで、先進医療（注）や臓器移植術を受けた場合の費用等を補償 ○入院せず、外来で先進医療等を受けた場合もお支払い （注）「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。 ■対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html) |
| 三大疾病診断 (※) | 病気 | <ul style="list-style-type: none"> ○三大疾病と診断された場合（①初めてがんと診断確定された場合・がんが完治後、再発・転移した場合・がんが新たに生じた場合、②急性心筋こうそくにより入院を開始された場合、③脳卒中により入院を開始された場合をいいます。）に、三大疾病診断保険金 100万円をお支払い ※保険金のお支払事由の発生から1年以内に同一のお支払事由に該当した場合は、保険金をお支払いしません。 |
| 疾病 (※) 女性特定 | 病気 | <ul style="list-style-type: none"> ○乳がん・子宮筋腫など女性に多い病気での入院・手術を補償 |

※セットしたプランのみ補償します。

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

医療保険

補償内容と保険料

保険期間1年 団体割引15%
手術保険金倍率変更特約および
重大手術保険金倍率変更特約セット

| 補償内容 | | | | |
|------------|---|-----------------|-----------------|---|
| プラン | 1 | 2 | 3 | 1+4* |
| 入院保険金 | 1日につき 3,000円 | 1日につき 5,000円 | 1日につき 3,000円 | 1日につき 3,000円 女性特定疾病のみ 6,000円 |
| 手術保険金 | <重大手術の場合>入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合>入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍 | | | |
| 先進医療等費用保険金 | 500万円 | 500万円 | 1,000万円 | 500万円 |
| 三大疾病診断保険金 | | | 100万円 | |
| 満年齢 | 月払保険料 | | | |
| ～9歳 | 490円 | 770円 | 550円 | 550円(490円+60円) |
| 10～14歳 | 490円 | 770円 | 550円 | 550円(490円+60円) |
| 15～19歳 | 490円 | 770円 | 550円 | 550円(490円+60円) |
| 20～24歳 | 490円 | 770円 | 550円 | 550円(490円+60円) |
| 25～29歳 | 600円 | 940円 | 730円 | 810円(600円+210円) |
| 30～34歳 | 690円 | 1,090円 | 900円 | 960円(690円+270円) |
| 35～39歳 | 720円 | 1,140円 | 1,070円 | 990円(720円+270円) |
| 40～44歳 | 750円 | 1,210円 | 1,330円 | 1,030円(750円+280円) |
| 45～49歳 | 890円 | 1,420円 | 1,810円 | 1,180円(890円+290円) |
| 50～54歳 | 1,090円 | 1,760円 | 2,430円 | 1,400円(1,090円+310円) |
| 55～59歳 | 1,470円 | 2,400円 | 3,490円 | 1,840円(1,470円+370円) |
| 60～64歳 | 1,940円 | 3,160円 | 4,860円 | 2,400円(1,940円+460円) |
| 65～69歳 | 2,740円 | 4,510円 | 6,730円 | 3,420円(2,740円+680円) |

*プラン：1+4は、プラン1に女性特定疾病のみ補償特約をセットし、女性特定疾病のみ入院保険金が6,000円となるプランです。

- (※1) 保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。
- (※2) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- (※3) 満69歳までの方が対象となります。
- (※4) 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- (※5) 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2025年7月現在)

【既存ご加入の方のみプラン】

新規でのご加入はできません。

OA・OBに現在加入されている方のみ
ご継続の要否および条件変更の有無についてご確認ください。

前年と同等条件で継続加入を行う場合はお手続きは不要です。
継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して、前ページ掲載のプランに加入される場合は、お手続きが必要となります。保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合は、告知画面のご入力が必要となります。

保険期間1年 団体割引15%

| 補償内容 | 補償内容 | |
|-----------------------------------|--|-----------------|
| プラン | OA | OB |
| 入院保険金 (OA・OBプラン: 支払対象外日数4日) | 1日につき 3,000円 | 1日につき 5,000円 |
| 手術保険金 | 入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍 | |
| 先進医療等費用保険金 | 500万円 | 500万円 |
| 満年齢 | 月払保険料 | |
| ～9歳 | 410円 | 650円 |
| 10～14歳 | 410円 | 650円 |
| 15～19歳 | 410円 | 650円 |
| 20～24歳 | 410円 | 650円 |
| 25～29歳 | 490円 | 780円 |
| 30～34歳 | 550円 | 860円 |
| 35～39歳 | 570円 | 910円 |
| 40～44歳 | 600円 | 950円 |
| 45～49歳 | 700円 | 1,120円 |
| 50～54歳 | 820円 | 1,320円 |
| 55～59歳 | 1,100円 | 1,780円 |
| 60～64歳 | 1,400円 | 2,280円 |
| 65～69歳 | 2,000円 | 3,290円 |

(※1) 保険料は、保険始期日時点の満年齢によります。

(※2) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

(※3) 満69歳までの方が対象となります。

(※4) 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

(※5) 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2025年7月現在)

団体所得補償保険

◎病気やケガによる就業不能中の所得を補償するプランです。

団体割引
15%

- ① 突然の病気やケガで就業不能となった時の所得をカバー。
- ② 入院のみでなく、医師の指示による**自宅療養も補償の対象**になります（奥さま入院安心プランを除きます。）。
- ③ 保険料は 一口 **500円**！
- ④ お支払いは給与天引きなのでお手軽です。
- ⑤ 加入手続きは簡単。医師による診査も不要。
告知画面のご入力が必要です。
告知の内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。
- ⑥ 奥さまも被保険者としてご加入いただけます♪



<告知の大切さについてのご説明>

- 告知画面にはお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご入力ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

団体所得補償保険

本人プラン



働くあなたの「もしも…」に安心の補償を！

●団体所得補償保険は、被保険者（保険の対象となる方）が保険期間中に、病気またはケガによって就業不能となった場合に保険金をお支払いします。

安心の補償が、ご家族を支えます！

対象期間 1年、支払対象外期間 7日

●仕事中でもレジャーでも、すべてが補償の対象に！

国内外問わず、仕事中から日常生活にいたるまで幅広く補償の対象です。

本人プランは入院だけでなく医師の指示による**自宅療養も補償の対象**です。

●医師による診査は不要、被保険者健康告知画面のご入力のみでOK。

「被保険者健康告知画面」の質問事項にお答えいただくだけでご加入になります。

告知の内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。

●保険金のお支払いは初年度加入（または通算支払限度期間に関する特約をセット後）および継続加入の保険期間を通算して、1,000日が限度となります。

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険金額と保険料

保険期間 1年 対象期間 1年 支払対象外期間 7日 団体割引 15%

●保険料・・・1口あたり月**500円**

●月額保険金額・・・1口あたり満年齢により右記のとおりです。

- ・保険金額は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。
- ・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険金額となります。年齢区分が変更になると、保険金額が変更になります。
- ・本保険は介護医療保険料控除の対象になります。
(2025年7月現在)
- ・新規加入の場合、満20歳以上満69歳以下で有職の方（継続加入の場合も満69歳以下の方）が対象となります。

- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

★基本補償の保険金額の設定について

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度（※）を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。

（※）公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

また、他の保険契約等（※）にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

| ご本人プラン 男性・女性 共通 陸上勤務・海上勤務 共通 | |
|------------------------------------|---------|
| Aプラン | |
| 満年齢区分 | 保険金額 |
| 20歳～24歳 | 74,000円 |
| 25歳～29歳 | 67,000円 |
| 30歳～34歳 | 53,000円 |
| 35歳～39歳 | 43,000円 |
| 40歳～44歳 | 34,000円 |
| 45歳～49歳 | 26,000円 |
| 50歳～54歳 | 24,000円 |
| 55歳～59歳 | 22,000円 |
| 60歳～64歳 | 21,000円 |
| 65歳～69歳 | 19,000円 |

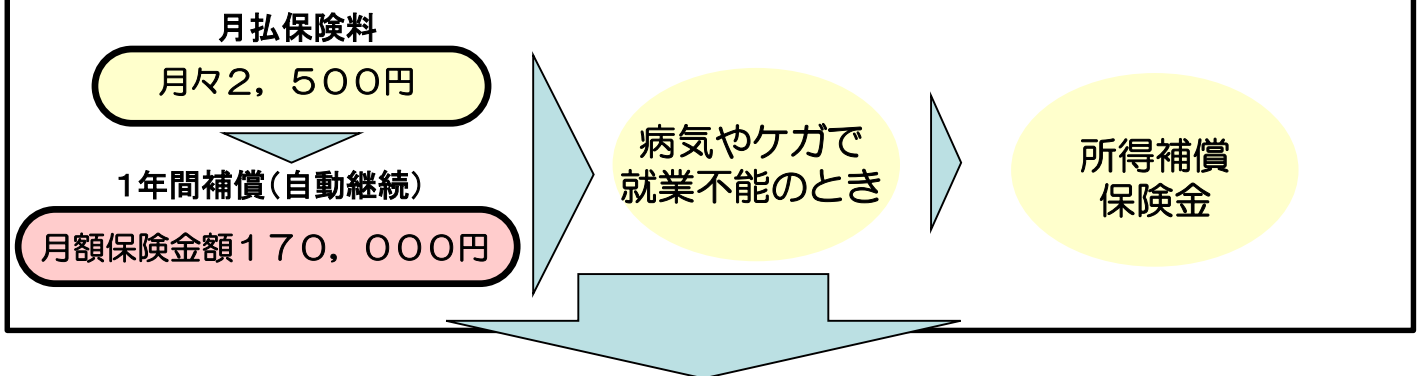
（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

★保険金額の限度は下表のとおりです。

| 被保険者が加入している公的医療保険制度 | ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合 |
|---------------------|--|
| 健康保険(例:給与所得者) | 50%以下 * 健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下 |

団体所得補償保険

●ご加入例 40歳の方が5口ご加入された場合。



● お支払例

保険金額…月額170,000円(40歳5口加入)
対象期間…1年 支払対象外期間…7日の場合

● 保険期間

12月1日

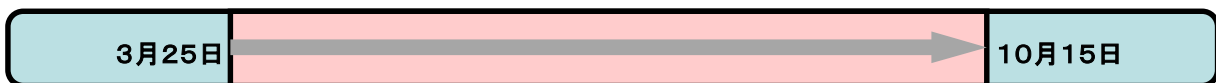
・・・12月 1日～翌年12月 1日

翌年12月1日



● 就業ができない期間

・・・ 3月25日～10月15日



● 支払対象外期間7日間

・・・ 3月25日～ 3月31日



★ 就業不能期間 (保険金をお支払いする期間)

・・・ 4月1日～10月15日



◆支払対象外期間を超える就業不能期間1か月に
つき、所得補償保険金額をお支払いします。
※就業不能期間が1か月に満たない場合または
1か月未満の端日数が生じた場合には1か月を
30日として日割計算をします。

お支払いする保険金

170,000円×6か月+170,000円
×15日/30日=1,105,000円

用語につきましては、31ページの「用語のご説明」をご覧ください。

団体所得補償保険

奥さまプラン



もし、専業主婦である奥さまが病気やケガで入院したら・・・誰が、炊事・掃除・洗濯を・・・？
ホームヘルパーを雇うにも費用が・・・

●専業主婦向けの所得補償保険です。

旦那さまが団体所得補償保険にご加入されていなくても、奥さまだけで加入できます。

●もちろん、団体割引15%適用♪

●ご加入に際して、医師による診査は不要です。告知の内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。

- ・被保険者・・・被保険者の満年齢が**25歳から59歳まで**の専業主婦の方
- ・対象期間・・・1年
- ・支払対象外期間・・・7日

- ・保険金をお支払いする場合・・・奥さまが日本国内または国外において、保険期間中に病気またはケガを被り、その直接の結果として入院し、家事労働に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えて継続した場合に、保険金をお支払いします。

- ・お支払いする保険金の額・・・支払対象外期間を超える入院期間1か月につき、保険金額をお支払いします。

※入院日数が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合には1か月を30日として日割計算をします。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険金額と保険料

●保険料・・・1口あたり月**500円**

保険期間 1年 対象期間 1年 支払対象外期間 7日
職種級別 1級 団体割引15% 家事従事者特約セット

●月額保険金額・・・1口あたり満年齢により右記のとおりです。

※右記保険金額は、ご加入人数により次年度以降変更される可能性があることをあらかじめご了承願います。

- ・保険金額は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。
- ・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険金額となります。年齢区分が変更になると、保険金額が変更になります。
- ・本保険は介護医療保険料控除の対象となります。（2025年7月現在）
- ・家事従事者特約をセットされる場合、被保険者は、満25歳以上満59歳以下で主として被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方（家事従事者）が対象となります。

- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

| 奥さまプラン | | |
|---------|----------|------|
| K1プラン | | |
| 満年齢区分 | 保険金額 | 口数制限 |
| 25歳～29歳 | 105,000円 | 1口まで |
| 30歳～34歳 | 85,000円 | 1口まで |
| 35歳～39歳 | 68,000円 | 2口まで |
| 40歳～44歳 | 54,000円 | 2口まで |
| 45歳～49歳 | 45,000円 | 3口まで |
| 50歳～54歳 | 39,000円 | 3口まで |
| 55歳～59歳 | 36,000円 | 4口まで |

※その他の注意事項

1. 奥さま入院安心プランは、入院による就業不能のみの補償となります。（自宅療養は含まれません。）
2. ご加入時に現金は不要です。
3. ご加入時には告知画面もご入力ください。（健康診断は不要です。）

＜告知の大切さについてのご説明＞

●告知画面はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご入力ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

●告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

4. ご加入者以外に対象となる方（被保険者）がいらっしゃる場合には、本サイトに記載した内容をお伝えください。

専業主婦の定義

主に、ご自宅で炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行う方をいいます。

パート等で給与収入のある方でも、配偶者控除の対象となる方は、ご加入いただけます。

その他の用語につきましては、31ページの「用語のご説明」をご覧ください。

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンのこの保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。
お問い合わせは、加入カードに記載されている電話番号をご確認ください。

■ご加入者向けメディカル&メンタルヘルス等サービス

(24時間・365日)

●健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。

●医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

●専門医相談サービス（予約制）

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。

●介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

●メンタルヘルス相談サービス

臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

(平日9:00~22:00、土曜10:00~20:00
※日祝・年末年始(12/29-1/4)を除きます。)

●人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

人間ドック 紹介・予約

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

PET検診 紹介・予約

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

郵送検査紹介

ご自宅にしながら検査ができるサービスをご紹介します。

●法律・税務・年金相談サービス（予約制）

法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。

●メンタルITサポート（WEBストレスチェック）サービス

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

(24時間・365日)

- (注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
(注2)ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3)ご利用は日本国内からにかぎりあります。
(注4)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注5)ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。
(注6)1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。
(注7)応対者の指名はできません。
(注8)ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただきます場合があります。
(注9)相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為が他の医療行為を提供するものではありません。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、本サイトに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み : **【傷害総合保険(家族・夫婦・個人コース)(交通傷害危険のみ補償プラン)】**
 傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
【医療保険】
 団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約等をセットしたものです。
【所得補償保険】
 所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者 : 東亜建設工業株式会社
- 保険期間 : 2025年12月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日 : 2025年10月31日(金)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本サイトに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者 : 東亜建設工業株式会社とその関連会社・子会社の役職員
- 被保険者 : **【傷害総合保険(家族・夫婦・個人コース)(交通傷害危険のみ補償プラン)】**
 東亜建設工業株式会社とその関連会社・子会社の役職員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。
【家族コース】被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。
 ※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
【夫婦コース】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。
 ※被保険者本人との続柄はケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
【個人コース】被保険者本人のみが保険の対象となります。
【医療保険】
 東亜建設工業株式会社とその関連会社・子会社の役職員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。満69歳までの方が対象となります。
【所得補償保険】
 東亜建設工業株式会社とその関連会社・子会社の役職員または配偶者を被保険者としてご加入いただけます。新規・継続加入の場合、満20歳～69歳までの有職の方が対象となります。
 なお、家事従事者特約をセットされる場合、被保険者は満25歳以上満59歳以下で主として被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方(家事従事者)に限ります。
- お支払方法 : 2026年1月分給与から毎月控除となります。(12回払)
- お手続き方法 : WEB画面上の案内メッセージに従いお手続きください。

| ご加入対象者 | | お手続き方法 |
|-----------|--------------------------------------|---|
| 新規加入者の皆さま | | 「被保険者登録」に補償の対象となる方の情報をご入力ください。 「加入プラン」を選択のうえ「告知画面」(※2)に必要事項をご入力いただきます。 |
| 既加入者の皆さま | 前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合 | 「被保険者登録」の内容をご確認ください。「加入プラン」選択手続きは不要です。 |
| | ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合(※1) | 「被保険者登録」の内容をご確認ください。 「加入プラン」を選択のうえ「告知画面」(※3)に必要事項をご入力いただきます。 |
| | 継続加入を行わない場合 | 「脱退」ボタンをクリックしてください。 |

※1(傷害総合保険、所得補償保険)「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、被保険者登録画面の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。申込画面の修正方法等は東亜エージェンシーまでお問合せください。

(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

※2 告知画面のご入力が必要な商品は、「医療保険」、「所得補償保険」となります。
告知画面は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご入力が必要です。

- 中途加入 : 保険期間の途中でのご加入は、毎月受け付けをしています。
その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日午後4時から2026年12月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与から毎月控除します。
- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

(1) 傷害総合保険

＜24時間ケガの補償プラン＞

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

＜交通傷害危険のみ補償プラン・自転車専用プラン＞

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ②交通乗用具に搭乗中(※)の事故
- ③駅の改札口に入ってから改札口を出るまでの間における事故
- ④交通乗用具の火災 など

(※)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---|--|---|
| 傷害(国内外補償) | 死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$ | ＜共通＞ ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグにより正常運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの) ＜24時間ケガの補償プラン＞ ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など |
| | 後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合 (4\% \sim 100\%)}$ | |
| | 入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数 (1,000日限度)}$ | |
| | 手術保険金 事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) $\begin{aligned} <\text{入院中に受けた手術の場合}> \quad \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10 \text{ (倍)} \\ <\text{外来で受けた手術の場合}> \quad \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5 \text{ (倍)} \end{aligned}$ (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 | ＜交通傷害危険のみ補償プラン・自転車専用プラン＞ ⑫交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 ⑬船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。))とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑭航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑮グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑯被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中的その作業に直接起因する事故 など |
| | 通院保険金 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数 (事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)}$ (注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。 | |
| 介護保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害(※)が生じ、所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。重度後遺障害による要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。 $\text{介護保険金の額} = \text{介護保険金年額} \times \text{要介護期間 (年) (事故の発生の日から181日目以降の要介護状態である期間)}$ (※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 (注)介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。 | | |

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】（続き）

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---|--|--|
| <p align="center">被害事故（国内外補償）</p> <p align="center">被害事故補償 (注)</p> | <p>被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害(※)が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>①自賠償保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金</p> <p align="center">など</p> <p>(※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 (注)介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。</p> | <p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族</p> <p align="center">など</p> |
| <p align="center">賠償責任（国内外補償）</p> <p align="center">賠償責任 (注)</p> | <p>日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありませぬ。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。))に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合</p> <p>(※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりませぬ。)。ただし、本人に関する事故にかぎりませぬ。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりませぬ。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりませぬ。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2)次のものは「受託品」に含まれませぬ。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯型通信機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産</p> <p align="center">など</p> <p>(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p> | <p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取</p> <p align="center">など</p> <p>(※1)次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3)身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。</p> |

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】(続き)

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---|--|--|
| <p>物の損害の補償</p> <p>携行品損害 (国内外補償) (注)</p> | <p>・偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理額を基準に損害額を算出します</p> <p>(注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2)次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 <p>など</p> | <ol style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 <p>など</p> <p>(※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p> |
| <p>費用の補償</p> <p>救援者費用 (国内外補償) (注)</p> | <p>保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用(※1)に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度とします。</p> <p>①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合</p> <p>②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>③住宅(※2)外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合</p> <p>(※1)次のア. からオ. までの費用がお支払いの対象となります。</p> <p>ア. 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。</p> <p>イ. 交通費 救援者(※3)の現地(※4)までの航空機等の1往復分の運賃(救援者2名分を限度とします。)</p> <p>ウ. 宿泊料 現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊料(救援者2名分、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。)</p> <p>エ. 移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。</p> <p>オ. 諸雑費 救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。)</p> <p>(※2)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される申込画面等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。</p> <p>(※3)「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。</p> <p>(※4)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。</p> | <ol style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハングライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの <p>など</p> |

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

用語のご説明

| 用語 | 用語の定義 |
|---------|--|
| 【交通乗用具】 | 電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。)、移動用小型車、遠隔操作型小型車(搭乗装置のあるものにかぎります。)、自転車、身体障がい者用の車(身体障がい者用車いすを含みます。)、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。 |
| 【先進医療】 | 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html) |
| 【治療】 | 医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。 |
| 【通院】 | 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 |
| 【入院】 | 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 |
| 【配偶者】 | 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。 |
| 【親族】 | 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。 |
| 【未婚】 | これまでに婚姻歴がないことをいいます。 |
| 【免責金額】 | 支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。 |
| 【被害事故】 | 第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。 |

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

(2) 医療保険

【疾病保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|----------------------------------|--|---|
| <p>疾病入院保険金 (1・2・3・4・プラン)</p> | <p>保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">疾病入院保険金の額= 疾病入院保険金日額 × 入院した日数</p> | |
| <p>疾病手術保険金 (1・2・3・4プラン)</p> | <p>以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>② 先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p>③ 放射線治療に該当する診療行為</p> <p>手術(重大手術^(※3)以外)</p> <p><入院中に受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額= 疾病入院保険金日額 × 20(倍)</p> <p><外来で受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額= 疾病入院保険金日額 × 5(倍)</p> <p>重大手術^(※3)</p> <p>疾病手術保険金の額= 疾病入院保険金日額 × 40(倍)</p> <p>(注) 重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。</p> <p>創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など</p> <p>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。</p> <p>① 開頭手術(穿頭術を含みます。)</p> <p>② 悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。)</p> <p>③ 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術</p> <p>④ 四肢切断術(手指・足指を除きます。)</p> <p>⑤ 脊髄(せきずい)腫摘出術</p> <p>⑥ 日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p> <p>(2) 骨髄幹細胞採取手術^(※1) ^(※2)を受けた場合は、保険期間中に確認検査^(※3)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。</p> <p>(※2) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。</p> <p>(※3) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初にを行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1) 時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p> | <p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>③ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>⑤ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑥ 傷害</p> <p>⑦ 妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。</p> <p>⑧ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見^(※3)のないもの)</p> <p>⑨ アルコール依存、薬物依存等の精神障害</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2) 「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>(※3) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p> |

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

【疾病保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いたします。

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|--------------------------------|--|--|
| 疾病入院 保険金 (OA・OBプラン) ン | 保険期間中に疾病を被り、入院を開始し、入院日数が継続して4日を超えた場合、1回の入院につき365日を限度として、5日目から、疾病入院保険金日額をお支払いたします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 $\text{疾病入院保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times (\text{入院した日数} - \text{疾病入院保険金支払対象外日数})$ | |
| 疾病手術 保険金 (OA・OBプラン) ン | 以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いたします。 (1) 保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術 ^(※1) を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いたします。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ② 先進医療に該当する手術 ^(※2) ③ 放射線治療に該当する診療行為 $\text{＜入院中に受けた手術の場合＞疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 10 (\text{倍})$ $\text{＜外来で受けた手術の場合＞疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 5 (\text{倍})$ (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (2) 骨髄幹細胞採取手術 ^(※1) ・ ^(※2) を受けた場合は、保険期間中に確認検査 ^(※3) を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いたします。 (※1) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 (※2) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。 (※3) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いたしますが、手術の種類によっては、お支払する回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1) 時期を同じくして2以上以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いたします。 (2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術 ^(※1) に該当するときは、同一手術期間 ^(※2) に受けた一連の手術 ^(※1) については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いたします。 (※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いたします。 (4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。 | ① 故意または重大な過失 ② 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥ 傷害 ⑦ 妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等 ^(※2) の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※3) のないもの) ⑨ アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 (※2) 「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 (※3) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 |

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いたします。
 ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

- ① 被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ② 被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】(続き)

【傷害保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|--|--|--|
| 傷害 傷害入院 保険金 (1・2・3・4・ プラン) | 保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。 $\text{傷害入院保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$ | ①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見のないもの) ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など |
| | 保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) $\text{手術(重大手術}^{(※3)}\text{以外)}$ $\text{〈入院中に受けた手術の場合〉傷害手術保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times 20(\text{倍})$ $\text{〈外来で受けた手術の場合〉傷害手術保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times 5(\text{倍})$ $\text{重大手術}^{(※3)}$ $\text{傷害手術保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times 40(\text{倍})$ (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。 | |

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---------------------------------|---|--|
| 傷害 傷害入院 保険金 (OA・OBプラン) | 保険期間中に生じた事故によりケガで入院を開始し、入院日数が継続して4日を超えた場合、1事故につき365日を限度として、5日目から、傷害入院保険金日額をお支払いします。 $\text{傷害入院保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times (\text{入院した日数} - \text{傷害入院保険金支払対象外日数})$ | ①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見のないもの) ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など |
| | 保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) $\text{〈入院中に受けた手術の場合〉傷害手術保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times 10(\text{倍})$ $\text{〈外来で受けた手術の場合〉傷害手術保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times 5(\text{倍})$ (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 | |

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】(続き)

【その他特約】

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|------------------------------|--|--|
| <p>先進医療等費用保険金</p> <p>(注)</p> | <p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等^(※1)を受けたことにより負担した先進医療^(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>(※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)</p> | <p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見のないもの) ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など</p> |
| <p>三大疾病診断保険金</p> | <p>保険期間中に次の①から③までのいずれかの支払事由に該当した場合、三大疾病診断保険金額をお支払いします。ただし、支払事由に該当した場合であっても、同一の支払事由に前回該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、保険金をお支払いしません。</p> <p>①次のいずれかに該当したこと。 ア. 初めてがんと診断確定されたこと。 イ. 原発がん^(※)が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたこと。 ウ. 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと。 ②急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 ③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 (※) 初年度契約からこの保険契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中にすでに診断確定されたがんをいいます。</p> | <p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 など</p> |

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。
(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【女性特定疾病のみ補償特約】

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|-------------|---|---|
| 女性特定疾病入院保険金 | <p>保険期間中に所定の女性特定疾病(乳がん、子宮がん、子宮筋腫、妊娠の合併症等)を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき女性特定疾病入院保険金日額をお支払いします。</p> <p>ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p>女性特定疾病入院保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×入院した日数</p> | |
| 女性特定疾病手術保険金 | <p>保険期間中に所定の女性特定疾病(乳がん、子宮がん、子宮筋腫、妊娠の合併症等)を被り、その女性特定疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、女性特定疾病手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 女性特定疾病手術保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> 女性特定疾病手術保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×5(倍)</p> <p>重大手術^(※3) 女性特定疾病手術保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> </div> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、女性特定疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤脊髄(せきずい)腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p> <p>女性特定疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。</p> <p>(1)時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、女性特定疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、女性特定疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p> <p>(5)乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、女性特定疾病手術保険金をお支払いします(疾病手術保険金はお支払いしません。)。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。</p> | <p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩、「療養の給付」等^(※)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など</p> <p>(※)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> |

女性特定疾病のみ補償特約

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

- ・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
- (注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。

補償対象外とする疾病・症状が発病した場合には、保険金をお支払いできません。

| セットされる条件 | 補償対象外とする疾病・症状 | 補償対象外期間 |
|-------------|---|----------------------------|
| 特定疾病等対象外の条件 | 該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。 | 全保険期間(継続契約においても原則として同様です。) |

<補償対象外とする疾病・症状の例>

| 疾病群 | 補償対象外とする疾病・症状 | |
|---------------------|---|----|
| A群 胃・腸の疾病 | 炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 | など |
| B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病 | 肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 | など |
| C群 腎臓・泌尿器の疾病 | 慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 | など |
| D群 気管支・肺の疾病 | 結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸 | など |
| E群 脳血管・循環器関係の疾病 | 脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 | など |
| F群 腰・脊椎の疾病 | 骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症 | など |
| H群 眼の疾病 | 白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 | など |
| I群 ご婦人の疾病 | 子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血 | など |

- ・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。
- ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。
- なお、保険期間の中途での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

| 用語 | 用語の定義 |
|---------------|--|
| がん | 「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 |
| がんと診断確定された時 | 医師または歯科医師(※)が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。 |
| 疾病(病気) | 傷害以外の身体の障害をいいます。 |
| 傷害(ケガ) | 急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。 |
| 入院 | 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。 |
| 1回の入院(疾病) | 入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。 |
| 先進医療 | 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html) |
| 放射線治療 | 次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 |
| 治療 | 医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。 |
| 乳房再建術(女性特定疾病) | がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁(※)または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※) 皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。 |

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

(3) 所得補償保険

| 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の主な内容 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|--|---|--|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">所得補償保険 基本補償 ※</p> <p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合</p> | <p>次の計算式によって算出した金額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額(月額)}^{(\ast 1)} \times \text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(\ast 2)} \text{の月数}^{(\ast 3)}$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(\ast 2)} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$ </div> <p>(※1) 申込画面等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2) 申込画面等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1) 対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2) 原因または時が異なっても発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。</p> <p>① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>② 被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。(※)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p> | <p>● 次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用 (治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>④ 妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑥ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの) など</p> <p>● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転</p> <p>⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波 など</p> <p>● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑨ 精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能</p> <p>⑩ 妊娠または出産を原因とした就業不能</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p> |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">家事従事者特約 ※</p> <p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより家事労働に全く従事できない状態である場合</p> | <p>(注1) 申込画面等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(注2) 申込画面等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(注3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注4) 対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注5) 原因または時が異なっても発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注6) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。</p> <p>① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>② 被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注7) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注8) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。(※)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注9) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p> | <p>● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転</p> <p>⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波 など</p> <p>● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑨ 精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能</p> <p>⑩ 妊娠または出産を原因とした就業不能</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p> |

(*) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

- ・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
- (注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。
- 補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

| セットされる条件 | 補償対象外とする疾病・症状 | 補償対象外期間 |
|-------------|---|----------------------------|
| 特定疾病等対象外の条件 | 該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。 | 全保険期間(継続契約においても原則として同様です。) |

<補償対象外とする疾病・症状の例>

| 疾病群 | 補償対象外とする疾病・症状 | |
|---------------------|---|----|
| A群 胃・腸の疾病 | 炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 | など |
| B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病 | 肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 | など |
| C群 腎臓・泌尿器の疾病 | 慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 | など |
| D群 気管支・肺の疾病 | 結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸 | など |
| E群 脳血管・循環器関係の疾病 | 脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 | など |
| F群 腰・脊椎の疾病 | 骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症 | など |
| H群 眼の疾病 | 白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 | など |
| I群 ご婦人の疾病 | 子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血 | など |

- ・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。
- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●基本補償の保険金額の設定について

- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度^(※)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。
- (※)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。
- ・他の保険契約等^(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
- (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

| 被保険者が加入している公的医療保険制度 | ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合 |
|---------------------|---|
| 国民健康保険(例:個人事業主) | 85%以下 |
| 健康保険(例:給与所得者) | 50%以下 * 健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下 |
| 共済組合(例:公務員) | 40%以下 |

(注)家事従事者特約をセットされた場合は、保険金額(月額)は15万円が限度となります。

用語のご説明

| 用語 | 用語の定義 |
|--------------------------|--|
| 疾病(病気) | 傷害以外の身体の障害をいいます。 |
| 支払対象外期間 | 就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。 |
| 就業不能 | 身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院(※)していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。 |
| 就業不能期間 (保険金をお支払いする期間) | 対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。 |
| 傷害(ケガ) | 急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。 |
| 所得 | 加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。 |
| 身体障害 | 傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)を含みます。 |
| 身体障害を被った時 | 次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。 |
| 対象期間 | 支払対象外期間終了日の翌日から起算して申込画面等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。 |
| 入院 | 医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。 |
| 平均月間所得額 | 支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。 |

<家事従事者特約の場合の「就業不能」「平均月間所得額」「所得」は、下記のとおりです。>

| 用語 | 用語の定義 |
|---------|---|
| 就業不能 | 身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院(※)していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、申込画面等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。 |
| 所得 | 家事を遂行することにより被保険者の世帯が享受している経済的利益をいいます。 |
| 平均月間所得額 | 2025年7月現在、183千円とします。 |

ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

- この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、申込画面・告知画面の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 申込画面・告知画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込画面・告知画面の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

【傷害総合保険】

★被保険者ご本人の職業または職務(24時間ケガの補償プラン)

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【医療保険】

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【所得補償保険】

★被保険者の職業または職務^(※1)

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等^(※2)の加入状況

(※1)家事従事者特約をセットされた場合は、被保険者となる方は、「主として、被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方」であることを告知してください。

(※2)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実をご入力されなかった場合または事実と異なることをご入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

【傷害総合保険】

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

【医療保険、所得補償保険】

●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※)保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

●告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【医療保険】

●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。

ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

(注1)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

(注2)三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由については、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。

(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

【三大疾病診断保険金支払特約】

●ご加入初年度の保険期間の開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、被保険者(保険の対象となる方)がその事実を知っているまたは知らないにかかわらず、三大疾病診断保険金支払特約は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて5年が経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。

(注)ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱い、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前である場合は、保険金をお支払いできません。

(注)ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱い、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件(特定疾病等対象外特約をセット)でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群の原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

【所得補償保険】

●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)についてはお支払いの対象となる場合があります。

(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)でのご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

●申込画面等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。

お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。

あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

【傷害総合保険(24時間ケガの補償プラン)】

●申込画面等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■24時間ケガの補償プランでは、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【所得補償保険】

●申込画面等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります

・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注)所得家事従事者特約をセットされた場合において、新しくお仕事を始められたときは、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

●申込画面等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

●直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

●次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。

①他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合

②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合

③申込画面等にご入力された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合

④他の保険契約等がある場合 など

ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)

4. 保険始期

責任は保険期間初日の2025年12月1日午後4時に始まります。

- * 中途加入の場合は毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日に保険責任が始まります。
 - ・ 三大疾病診断保険金支払特約において、ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約等により異なります。
- 詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日*からその日を含めて30日以内に
ご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- * 医療保険における疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日、がんと診断確定された日。
- * 所得補償保険の場合は、就業不能期間が開始した日等。

【傷害総合保険】

- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注) 個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・ 被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・ 損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

| | 必要となる書類 | 必要書類の例 |
|---|---|--|
| ① | 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類 | 保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など |
| ② | 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類 | 傷害状況報告書、疾病状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など |
| ③ | 身体障害の内容、傷害・疾病、就業不能の状況および程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類 | ①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など |
| ④ | 保険の対象であることが確認できる書類 | 売買契約書(写)、保証書 など |
| ⑤ | 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類 | 同意書 など |
| ⑥ | 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類 | 示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など |
| ⑦ | 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類 | 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など |

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

(注3) 所得補償保険の就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【所得補償保険】

- 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。

【医療保険・所得補償保険】

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本サイトの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

【傷害総合保険】

ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【所得補償保険】

ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

【傷害総合保険】

保険金、解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

【医療保険、所得補償保険】

保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。

また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、本サイトに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- 本サイトに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【傷害総合保険(24時間ケガの補償プラン)にご加入になる方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

| 職種級別 | 職業・職種 |
|------|--|
| A級 | 下記以外 |
| B級 | 木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者 |

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

【傷害総合保険(家族コース・夫婦コース)にご加入の方のみご確認ください】

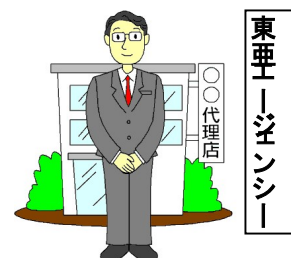
- 被保険者の範囲についてご確認いただきましたか。

【所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください。】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
- 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。



問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 取扱代理店：株式会社東亜エージェンシー
〒101-0048 東京都千代田区神田司町二丁目2番地7 パークサイド1 9階
TEL：03-5207-3352 FAX：03-5207-3355（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
- 引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社 船舶営業部第二課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL：050-3808-1167 FAX：03-3231-9935（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

- 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料>
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 本サイトは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。